

平成25年度 第2回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成25年5月22日（水） 午後2時 開議

- 日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成25年度第1回定例会、第1回臨時会、第2回臨時会）
- 日程第2 報告 教育長報告
- 日程第3 議案第4号 宮古島市学校給食衛生管理委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会の組織及び運営等に関する要綱について
- 日程第4 議案第5号 宮古島市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第6号 宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第 4 号

宮古島市学校給食衛生管理委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会の組織及び運営等に関する要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 25 年 5 月 22 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

学校給食法第 9 条第 1 項の規定に基づく学校給食衛生管理基準により、学校給食衛生管理委員会等を設置するには要綱を制定する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市学校給食衛生管理委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会の組織及び運営等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）の規定に基づき設置する宮古島市学校給食衛生管理委員会（以下「衛生管理委員会」という。）、宮古島市学校給食献立作成委員会（以下「献立作成委員会」という。）及び宮古島市学校給食物資選定委員会（以下「物資選定委員会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(組織及び運営)

第2条 衛生管理委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会は、宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会が、その任務にあたるものとする。

(任務)

第3条 衛生管理委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 衛生管理委員会 学校給食の衛生管理の充実に努め、安全・安心な学校給食の適切な運用を図る。
- (2) 献立作成委員会 成長期にある児童生徒の心身の健全な発達及び食育に資するため、調理環境等に関する状況把握に努め、献立作成の適切な運用を図る。
- (3) 物資選定委員会 学校給食用食品の安全性の確保及び地場産物の確保など、学校給食で使用する食品の適切な選定を図る。

(委任)

第4条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

宮古島市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 5 年 5 月 2 2 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

非営利団体等が無料で主催する場合において、減免が必要と判断されるときにその適用を行うには、規則を改正する必要があるため本案を提出します。

別紙

宮古島市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

宮古島市文化ホール条例施行規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次の1号を加える。

- （9） 前各号に定めるもののほか、教育長が特別に理由があると認めたとき
3割から全額免除

第11条第3項ただし書中「第1号及び第2号」を「第1号、第2号及び第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第6号

宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年5月22日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市教育行政推進連絡会議に幹事会を置くには、要綱を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令

宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱（平成24年宮古島市教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（幹事会）

第5条 連絡会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会議における協議事項について連絡・調整を行い、協議事項を決定する。
- 3 幹事会は、連絡会議の運営方法や日程等について連絡調整を行う。
- 4 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、教育部長をもって充てる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

	所 属	職名	備考
1	教育部	部長	幹事長
2	企画政策部企画調整課	課長	
3	企画政策部秘書広報課	課長	
4	総務部総務課	課長	
5	総務部財政課	課長	
6	生涯学習部生涯学習振興課	課長	
7	教育部教育総務課	課長	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。